

1 日時 平成26年12月8日(月)午後 1時30分 招集

1 場所 熊本市中央区手取本町1番1号 熊本市役所 14階大ホール

1 出席委員46名

| | | |
|-----------|-----------|-----------|
| 2番 福原 幸一 | 3番 谷口 憲治 | 4番 米村 昌昭 |
| 5番 牛島 國廣 | 6番 藤岡 照代 | 7番 宮本 隆幸 |
| 8番 林田 智博 | 9番 角居 登 | 11番 森 日出輝 |
| 12番 杉本 清和 | 13番 村上 義博 | 14番 網田 稔 |
| 15番 村中 英次 | 16番 南 順二 | 17番 角田 一誠 |
| 18番 嶋村 鎮雄 | 19番 春口 豊徳 | 20番 田中 求 |
| 21番 山口 謙藏 | 22番 松村造酒夫 | 23番 梅田 義弘 |
| 24番 清崎 勝矢 | 25番 牛嶋 弘 | 26番 渡辺 智明 |
| 27番 高群 藤雄 | 28番 園田 操 | 29番 村上 智弘 |
| 30番 澤田 公俊 | 31番 村上 正春 | 32番 橋本 春利 |
| 33番 馬原 清隆 | 34番 一木 文雄 | 35番 後藤 和則 |
| 36番 北口 和皇 | 37番 古川 盛康 | 38番 吉田 一幸 |
| 39番 榊永 築 | 40番 西川 秀文 | 41番 成松 道敏 |
| 43番 杉浦 照雄 | 45番 内田 康喜 | 46番 前田 道弘 |
| 47番 藤本 照義 | 48番 田上 義則 | 49番 清田 政敏 |
| 50番 上田 芳裕 | | |

1 欠席委員 3名

| | | |
|----------|-----------|-----------|
| 1番 税所 史熙 | 10番 瀧口 幸司 | 44番 志柿 茂喜 |
|----------|-----------|-----------|

午後1時30分 開会

事務局 それでは、定刻になりましたので、ただいまから平成26年度第9回熊本市農業委員会総会を開会いたします。

本日の農業委員会総会への出席は、農業委員総数49名中46名でございますので、農業委員会等に関する法律第21条第3項の規定に基づき、総会が成立しております。

それでは、会長に挨拶をお願いいたします。

会長 皆さん、こんにちは。

本日は、12月今年最後の総会ということで、本当にお集まりいただきましてありがとうございます。特に、役員の方は午前中10時半から、また、委員の方は1時半ということで、いつも3時からですけれども、きょうは早目に時間をさしてもらいました。忘年会がどうしても6時半になったことは、各区から、職員が来るのがちょっと間に合わないようでございます。どうかその点をよろしく願いしておきます。6時半に来られてください。

また、本日の総会は、農地法に基づく許可申請や農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画等の審議が、主なものになっております。どうかよろしく願いしておきます。

事務局 総会は、熊本市農業委員会総会会議規則第4条に基づき、会長が議長になり、議事の進行を行うことになっております。
それでは、会長、よろしく申し上げます。

議長 それでは、議事に入りますが、会議に当たりまして、総会次第3の議事録署名者及び書記を指名いたします。

本日の議事録署名者に22番の松村造酒夫委員と23番の梅田義弘委員を、書記に事務局の上村幸一参事を指名いたします。よろしく願いいたします。

本日の議事は、第1号議案、農地法第3条の規定に基づく許可申請（会許可分）から、第4号議案の農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画（9号）まで4件でございます。よろしく願いしておきます。

それでは、議事に入ります前に議案の訂正がありますので、事務局より説明をお願いいたします。

事務局 それでは、議案の訂正をご説明申し上げます。

議案別冊の8ページをお願いいたします。8ページ、第2号議案の農地法第4条の規定に基づく許可申請の1番、申請人の住所のところでございます。南区小島3丁目となっておりますけれども、西区小島3丁目、南を西に訂正をお願いいたします。

続きまして、13ページをお願いいたします。第3号議案の第5条の許可申請の25番でございます。13ページの25番の一番最後の欄、備考欄でございます。開発許可、集落内開発制度指定区域となっておりますけれども、集落内開発制度指定区域を削除といいますか、棒線で消していただければと思います。

以上2件、訂正でございます。よろしく願いいたします。

議長 それでは、議事に入ります。

初めに、第1号議案、農地法第3条の規定に基づく許可申請、32件でございます。地元委員の報告に当たりましては、農地法第3条第2項の判断基準により、地区委員会での協議状況の報告をお願いいたします。

それでは、地元の委員から1番から農地法3条の規定に基づく許可申請（会許可分）を、お願いいたします。

19番 春口豊徳委員

19番委員、春口です。

1番と2番につきまして、先日の地区委員会での協議状況を報告いたします。

1番と2番は関連で、親から子への贈与のため農地を所有権移転する申請です。許可後は大根、ホウレンソウなどの露地野菜と芝を作付されます。

以上、先日の地区委員会で協議しましたところ、農地法第3条第2項の不許可要件に該当しておらず、申請は妥当であるとの協議結果でございました。審議方、よろしくお願いたします。

議長 長 ただいま、地元委員より1番、2番についてご報告がございましたが、何かございませんか。

一同 異議なし。

議長 長 異議なしということで、申請どおり許可することに決定いたします。続きまして、3番。

32番 橋本春利委員

32番委員、橋本です。

3番から6番につきまして、地区委員会での協議状況を報告いたします。

3番は、経営拡張による賃借権の設定です。譲受人は果樹を栽培されている専業農家で、申請地にはミカンを作付される計画です。

4番も、経営拡張による賃借権の設定です。譲受人は果樹を栽培されている専業農家で、申請地にはミカンを作付される計画です。

5番は、経営拡張による所有権移転の申請です。譲受人は水稲、露地野菜を栽培されている兼業農家で、申請地にはオクラを作付される計画です。

6番も、経営拡張による所有権移転の申請です。譲受人は水稲、露地野菜を栽培されている兼業農家で、申請地には水稲を作付される計画です。

以上4件について協議、検討した結果、いずれも農地法第3条第2項各号の不許可要件に該当しておらず、申請は妥当であるとの協議結果でした。ご審議方、よろしくお願いたします。

議長 長 ただいま、地元委員より3番から6番までご報告がございましたが、この件について何かご意見ございませんか。

一 同 異議なし。

議 長 異議なしということで、申請どおり許可することに決定いたします。
続きまして、7番。

12番 杉本清和委員

12番委員、杉本です。

7番から10番につきまして、先の地区委員会での協議状況をご報告いたします。

7番は、借受地を取得する申請です。申請者はミカンを作られる専業農家で、許可後もミカンを作られる予定です。

8番、9番は関連で、独立就農のための申請です。先の地区委員会へ出席を願い、営農計画について聞き取り調査を行いました。8番、9番とも賃貸借によるものです。申請者は現在、親元で農業に従事されていますが、今後は青年就農給付金の制度を活用され、独立した農業経営を目指されます。申請地にはミカンを作られる予定です。

10番は、経営拡張のため使用貸借されるものです。申請者は昨年独立就農されたミカンをつくられる専業農家で、申請地にもミカンをつくられる予定です。

以上4件、協議、検討した結果、農地法第3条第2項各号の不許可要件には該当しておらず、申請は妥当と判断いたしました。ご審議方、よろしく願いいたします。

議 長 ただいま、地元委員より7番から10番についてご報告がございましたが、この件について何かご意見ございませんか。

一 同 異議なし。

議 長 異議なしということで、申請どおり許可することに決定いたします。

議 長 続きまして、11番。

4番 米村昌昭委員

4番委員、米村です。

11番から16番までにつきまして、地区委員会での協議状況を報告いたします。

11番は、代替地取得のための所有権移転の申請です。申請人の農地を譲渡人が転用するのに対しての取得です。申請人は農家で主に米を作付されており、許可後も申請地に米を作られる予定です。

12番は、親から子への贈与による所有権移転の申請です。申請人

は農家で主に米を作付されており、許可後も申請地に米を作られる予定です。

13番は、経営拡張のための賃借権を設定するものです。申請人は兼業農家で主に米を作付されており、許可後も申請地に米を作られる予定です。

14番は、経営拡張のための所有権移転の申請をされるものです。申請人は農家で主に米を作付されており、許可後も申請地に米をつくられる予定です。

15番も、経営拡張のための所有権移転の申請をされるものです。申請人は農家で主に米と露地野菜を作付されており、許可後は申請地に露地野菜を作られる予定です。

16番も、経営拡張のための所有権移転の申請をされるものです。申請人は兼業農家で主に米を作付されており、許可後も申請地に米を作られる予定です。

以上6件、先日の地区委員会で検討した結果、これらの案件は、農地法第3条第2項各号の不許可要件に該当しないことを協議しました。ご審議方、よろしくお願ひいたします。

議 長 　　ただいま、11番から16番まで地元委員より報告がございましたが、この件について何かご意見ございませんか。

一 同 　　異議なし。

議 長 　　異議なしということで、申請どおり許可することに決定いたします。続きまして、17番。

8番 林田智博委員

8番委員。

17番と18番につきまして、地区委員会で協議状況を報告します。

17番は、経営拡張のため農地を取得する申請です。譲受人は米を作付されており、その後も米を作られます。

18番も、経営拡張のため農地を取得する申請です。譲受人は米とトマトを作付されており、許可後は米を作られる予定です。

以上2件、先日の地区委員会で検討した結果、これらの案件は、農地法第3条第2項各号の不許可要件に該当しないことを協議しました。ご審議方、よろしくお願ひいたします。

議 長 　　ただいま、地元委員より17番から18番までご報告がございましたが、この件について何かご意見ございませんか。

一 同 異議なし。

議 長 異議なしということで、申請どおり許可することに決定いたします。
続きまして、19番。

2番 福原幸一委員

2番委員です。

19番から20番につきまして、地区委員会での協議状況を報告いたします。

19番は、後継者へ経営移譲のための使用貸借権設定です。借り人は米、麦を作付されており、許可後は米、麦を作られる予定です。

20番は、経営拡張のために使用貸借権を設定するものです。借り人は米を作付されており、許可後は米を作られる予定です。

先日の地区委員会で検討した結果、取得後における効率的利用、農作業への常時従事、地域との調和など、農地法第3条第2項各号の不許可要件に該当しないことを協議しました。ご審議方、よろしくお願ひします。

議 長 ただいま、地元委員より19番から20番についてご報告がございましたが、この件について何かご意見ございませんか。

一 同 異議なし。

議 長 異議なしということで、申請どおり許可することに決定いたします。
続きまして、21番。

20番 田中求委員

20番委員。

21番につきまして、地区委員会での協議状況を報告いたします。

21番は、孫への贈与のため所有権移転する申請です。譲受人は米、麦、大豆を作付されており、許可後は米を作られる予定です。

先日の地区委員会で検討した結果、取得後における効率的利用、農作業への常時従事、地域との調和など、農地法第3条第2項各号の不許可要件に該当しないことを協議いたしました。ご審議方、よろしくお願ひします。

議 長 ただいま、地元委員より21番についてご報告がございましたが、この件について何かご意見ございませんか。

一 同 異議なし。

議 長 異議なしということで、申請どおり許可することに決定いたします。
続きまして、22番。

45番 内田康喜委員

45番委員。

22番から25番について、地区委員会での協議状況を報告いたします。

22番から25番は関連で、借り人が経営拡張のために農地を、22番は賃借、23番から25番は使用貸借される申請です。許可後は落花生の植えつけをされるそうです。

以上4件、先日の地区委員会で協議した結果、農地法第3条第2項の各号には該当しておらず、許可の要件を満たしていることを確認されております。ご審議方、よろしくお願ひいたします。

議 長 ただいま、22番から25番まで地元委員より報告がございましたが、この件について何かご意見ございませんか。

一 同 異議なし。

議 長 異議なしということで、申請どおり許可することに決定いたします。
続きまして、26番。

31番 村上正春委員

31番委員。

26番から27番について説明します。

26番、27番は関連で、独立就農されるものです。地区委員会で協議したのを報告します。申請人は花を栽培される計画です。

地区委員会で検討した結果、何ら問題がないことを確認しました。ご審議方、よろしくお願ひいたします。

議 長 ただいま、26番から27番についてご報告がございましたが、この件について何かご意見ございませんか。

一 同 異議なし。

議 長 異議なしということで、申請どおり許可することに決定いたします。
続きまして、28番。

23番 梅田義弘委員

23番委員。

28番から32番について地区委員会での協議状況を報告します。

28番、29番は関連です。独立就農のための賃貸借権を設定される申請です。先日の地区委員会に出席をいただき、事業計画等を聞き取りいたしました。主人1人の独立就農からご夫婦で独立就農されま
す。営農計画等について何ら問題がないことを確認いたしました。許可後はキャベツ、トマトを作付される予定です。

30番は、親の経営を継承するための所有権移転です。先日の地区委員会に出席をいただき、事業計画等を聞き取りいたしました。申請人はスイカ、メロン、施設園芸の専業農家で、何ら問題がないことを確認いたしました。許可後はスイカ、メロンを作付される予定です。

31番、32番は関連です。独立就農のための賃貸借権設定の申請です。先日の地区委員会に出席いただき、事業計画等を聞き取りいたしました。借り人は両親の元で農業経験を積まれ、今回、独立就農し
タマネギ、水稻を作付し、農協や市場に出荷される計画です。営農計画等について何ら問題がないことを確認いたしました。許可後はタ
マネギ、水稻を作付される予定です。

以上5件、地区委員会で検討した結果、農地法第3条第2項各号の不許可要件に該当しないことを協議しました。ご審議方、よろしくお
願いいたします。

議長 　　ただいま、地元委員より28番から32番までご報告がございましたが、この件について何かご意見ございませんか。

一　同 　　異議なし。

議長 　　異議なしということで、申請どおり許可することに決定いたします。
続きまして、第2号議案、農地法第4条の規定に基づく許可申請、
4件でございます。地元委員のご報告に当たりましては、転用許可基
準に照らし、地区委員会での協議状況の報告をお願いいたします。
それでは、1番、お願いいたします。

32番 橋本春利委員

32番委員、橋本です。

1番から2番につきまして、地区委員会での協議状況を報告いたし
ます。

1番は、個人住宅建築のための転用申請です。申請地には申請人の
父の代に建築された住宅が建っており、現在、申請人がお住まいで
すが、家を建て替えるため地目を確認したところ農地だと分かり申請
に至りました。土地利用計画は、転用面積515㎡、個人住宅1棟平屋
建て89.77㎡の建築です。申請地は、集落内開発制度指定区域に

位置し、農地区分は、市街地区域に近接し10ha未満の広がりのない農地であることから第2種農地と判断されます。資金計画、排水計画、隣接同意、被害防除とも問題ありません。工事期間は、平成27年1月19日から平成27年3月30日までを予定されております。また、申請人より、無断転用について今後はこのようなことがないようにする顛末書が提出されており、今回の申請はやむを得ないものと判断いたしました。開発許可については同時に申請中のことです。

2番は、堆肥舎及び農業用倉庫建築の申請です。同申請は、第5条申請5番との関連であり、国土交通省が行う白川河川改修により申請人が収用移転先として取得した土地であり、平成6年に申請地の北側に住宅の建築を行い、また、農業を営んでいましたので、堆肥舎及び農業用倉庫を建築しましたが、境界確認をせず建築したため、農地として取得した部分に堆肥舎及び農業用倉庫の一部がかかってしまったとのことで、その是正のため今回申請されたものです。土地利用計画は、事業面積364㎡で転用面積は68㎡です。農地区分は10ha未満の小集団の農地で生産性の低い第2種農地と判断されます。資金計画、排水計画、隣接同意、被害防除とも問題ありません。また、申請人より、無断転用について今後はこのようなことがないようにするとの始末書が提出されており、今回の申請はやむを得ないものと判断いたしました。

以上2件、先の地区委員会で現地調査を行い検討した結果、いずれも許可基準を満たしており、今回の申請は妥当なものと判断しました。ご審議方、よろしくお願ひいたします。

議長 長 ただいま、地元委員より1番、2番についてご報告がございましたが、この件について何かご意見ございませんか。

一同 異議なし。

議長 長 異議なしということで、申請どおり許可相当として農業会議へ諮問することといたします。

続きまして、3番。

4番 米村昌昭委員

4番委員、米村です。

3番につきまして、地区委員会での協議状況を報告します。

3番は、貸駐車場設置のための転用申請です。農地区分は、市街地化の区域に近接する10ha未満の農地で第2種農地と判断されます。申請地は宅地及び雑種地に囲まれ、南側は県道に接し交通の便も良いため、隣接する事業者へ貸駐車場としてこの土地を選定されたもので

す。申請の転用計画は、畑1筆204㎡で大型トラック4台分の駐車場を設置されるものです。ただ、この土地は申請人の亡父が平成20年に無断で造成しており、今回、申請人がそれに気づいて地目変更の申請をされたものです。無断転用を深く反省され願末書の添付もなされております。資金計画及び排水計画、被害防除においても問題はありません。工事期間は、平成26年12月20日から平成26年12月30日までの10日間を予定されております。

以上、先日の地区委員会で現地を確認、検討した結果、この案件は立地基準の面、立地条件、転用確実性、周辺農地への影響などの一般基準の面から、転用基準を満たすものと協議しました。ご審議方、よろしくお願いたします。

議長 　　ただいま、3番について地元委員より報告がございましたが、この件について何かご意見ございませんか。

一　同　　異議なし。

議長 　　異議なしということで、申請どおり許可相当として農業会議へ諮問することといたします。
　　続きます、4番。

43番 杉浦照雄委員

43番委員。

4番につきまして、地区委員会で協議状況をご報告いたします。

4番は、住まいの老朽化や祖母の体調管理のため申請地に個人住宅を計画したものです。農地区分は、10ha以上の広がりのある農地で1種農地と判断されます。1種農地は原則不許可ですが、集落に接続して設置されるもので、不許可の例外規定に該当するものと判断しました。土地利用計画は事業面積237.33㎡、うち転用面積88㎡で、木造2階建て建築面積70.69㎡の個人住宅1棟で、妥当な面積と思われます。開発許可が必要となりますが、集落内開発制度指定区域内にあり、開発景観課の事前審査の申請中です。資金計画、排水計画、隣接同意、被害防除とも問題ありません。工事計画は、平成27年1月31日から平成27年3月31日までの2カ月の予定で、許可後速やかに申請に係る目的どおり施工されるものと考えます。

先日の地区委員会で現地調査、確認を行い、立地基準の面並びに、立地条件、転用の確実性、周辺農地への影響などの一般基準の面から検討しましたところ、転用許可基準を満たすものと判断しました。どうかご審議方、よろしくお願いたします。

議長 　　ただいま、地元委員より4番についてご報告がございましたが、この件について何かご意見ございませんか。

一　同 　　異議なし。

議長 　　異議なしということで、申請どおり許可相当として農業会議へ諮問することといたします。

　　続きまして、3号議案農地法第5条の規定に基づく許可申請、30件でございます。地元委員の報告に当たりましては、転用許可基準に照らし、地区委員会での協議状況の報告をお願いいたします。

　　それでは、1番。

19番 春口豊徳委員

　　19番委員。

　　1番から4番につきまして、先日の地区委員会での協議状況を報告いたします。

　　1番、2番は関連で、足場等仮設工事を営む株式会社アグレスが、農地を取得して資材置場へ転用する申請です。農地区分は、小集団の生産性の低い第2種農地と判断されます。土地利用計画は、株式会社アグレスの事業所隣接地に、リース用仮設足場の資材置場として利用される計画で、転用面積としては適正な面積と判断されます。資金計画、給排水計画、隣接同意、被害防除については問題ありません。工事完了は平成27年3月末日までの予定で、許可後は速やかに目的どおり転用されることを確認しております。申請地は違反転用もあったため、所有者より深く反省された旨の始末書も提出されております。

　　続きまして、3番と4番は関連で、熊本県酪農業協同組合連合会が、農地を取得し駐車場へ転用する申請です。農地区分は、小集団の生産性の低い第2種農地と判断されます。土地利用計画は、これまで使用していた借地の駐車場用地を返す必要が生じ、今回、事業所の隣接地に職員用駐車場117台分を整備し利用される計画で、転用面積としては適正な面積と判断されます。資金計画、給排水計画、隣接同意、被害防除については問題ありません。工事完了は平成27年3月28日までの予定で、許可後は速やかに目的どおり転用されることを確認しております。

　　1番から4番につきまして、先の地区委員会で現地調査を行い、立地基準の面、一般基準の面を検討したところ、全てにおいて転用許可基準を満たしているとの協議結果となりました。審議方、よろしく願いいたします。

議長 　　ただいま、地元委員より1番から4番についてご報告がございまし

たが、この件について何かご意見ございませんか。

一 同 異議なし。

議 長 異議なしということで、申請どおり許可相当として農業会議へ諮問することといたします。
続きまして、5番。

3 2 番 橋本春利委員

3 2 番委員、橋本です。

5 番につきまして、地区委員会での協議状況を報告いたします。

5 番は、堆肥舎及び農業用倉庫への所有権移転の申請です。同申請は、先ほど説明いたしました第4条申請2番との関連であり、国土交通省が行う白川河川改修により申請人が、収用移転先として取得した土地であり、境界確認をせず建築したため、その是正のため今回申請されたものです。土地利用計画は事業面積364㎡で、転用面積は186㎡です。農地区分は、10ha未満の小集団の農地で生産性の低い第2種農地と判断されます。資金計画、排水計画、隣接同意、被害防除とも問題ありません。また、申請人より無断転用について、今後はこのようなことがないようにするとの始末書が提出されており、今回の申請はやむを得ないものと判断いたしました。

以上1件、先の地区委員会で現地調査を行い検討した結果、許可基準を満たしており、今回の申請は妥当なものと判断しました。ご審議方、よろしく願いいたします。

議 長 ただいま、地元委員より5番についてご報告がございましたが、この件について何かご意見ございませんか。

一 同 異議なし。

議 長 異議なしということで、申請どおり許可相当として農業会議へ諮問することといたします。
続きまして、6番。

1 2 番 杉本清和委員

1 2 番委員、杉本です。

6 番につきまして、先の地区委員会での協議状況をご報告いたします。

6 番は、社会福祉法人金峰会が、運動場、駐車場建設のため所有権移転されるものです。金峰会は西区河内町岳で芳野保育園を運営され

ており、近年、園児の増加に伴い、園内に設置している運動場や園児の送迎のための駐車場が大変手狭になっています。申請地は、同保育園と隣接し利便性がよいため、地権者に相談されたところ同意が得られたので申請されるものです。農地区分は、中山間地の広がり無し農地のため第2種農地と判断されます。土地利用計画は、保育園の運動場及び送迎用駐車場6台分の建設です。資金計画、排水計画、隣接同意、被害防除とも問題ありません。工事期間は1月10日より1月末までを予定されており、許可後は目的どおり転用されることを確認いたしております。

以上1件、先日の地区委員会で現地確認を行い検討した結果、農地の区分から見た立地基準、転用の確実性など一般基準、いずれについても転用許可基準を満たしており、申請は妥当であると判断いたしました。ご審議方、よろしく願いいたします。

議 長 　　ただいま、6番について地元委員よりご報告がございましたが、この件について何かご意見ございませんか。

一 同 　　異議なし。

議 長 　　異議なしということで、申請どおり許可相当として農業会議へ諮問することといたします。
　　続きまして、7番。

4番 米村昌昭委員

4番委員、米村です。

7番から12番までにつきまして、地区委員会での協議状況を報告します。

7番と8番は関連で、申請人が、建売住宅建築のため所有権移転による転用申請です。農地区分は、市街地化の区域に近接する10ha未満の農地で第2種農地と判断します。また、集落内開発制度指定区域でもあります。申請地の周囲は宅地化が進み、県道と主要地方道に近く交通の便も良い住環境にあるため、この土地を選定されたものです。申請人の転用計画は、田2筆1,982㎡に、木造2階建ての建売住宅7棟を建築されるものです。資金計画及び給排水計画、被害防除など、また、関係必要書類の添付においても問題はありません。開発許可については、開発景観課へ事前審査の申請中です。工事期間は、平成27年1月10日から平成27年5月10日までの約4カ月を予定されております。

9番から12番までは関連で、申請人が建売住宅建築のための所有権移転による転用申請です。農地区分は、市街地化の区域に近接する

10ha未満の農地で第2種農地と判断されます。また、集落内開発制度指定区域でもあります。申請地の周囲は宅地化が進み、国道に近く交通の便も良い住環境にあるため、この土地を選定されたものです。申請の転用計画は、田9筆4,147㎡に、木造2階建ての建売住宅16棟を建築されるものです。隣接する農地はなく、資金計画及び給水計画、被害防除においても問題はありません。開発許可については開発景観課へ事前審査の申請中です。工事期間は、平成27年1月15日から平成28年1月15日までの約1年間を予定されております。

以上6件、先日の地区委員会で現地を確認し検討した結果、これらの案件は、立地基準の面、立地条件、転用確実性、周辺農地への影響などの一般基準の面から、転用基準を満たすものと協議しました。ご審議方、よろしくお願いたします。

議 長 　　ただいま、7番から12番について地元委員よりご報告がございましたが、この件について何かご意見ございませんか。

一 同 　　異議なし。

議 長 　　異議なしということで、申請どおり許可相当として農業会議へ諮問することといたします。
　　続きます、13番。

33番 馬原清隆委員

33番委員。

13番から20番までにつきます、地区委員会での協議状況を報告いたします。

13番は、親子間の所有権移転による個人住宅の転用許可申請です。譲受人はアパート住まいで手狭になり、父所有であり実家に近く閑静なこの申請地を選定されたものです。農地区分は、10ha未満の広がり無し農地で第2種農地と判断されます。土地利用計画は、事業面積329.79㎡のうち転用台帳面積142㎡で、木造平屋建て建築面積97.53㎡の個人住宅1棟で、妥当な面積と思われます。資金計画及び給排水計画、隣接同意、被害防除等においても問題はありません。開発許可が必要になりますが、集落内開発制度指定区域であり、開発景観課へ事前審査の申請中です。工事計画は、平成27年1月20日から平成28年1月20日まで1年間の予定で、許可後速やかに申請に係る目的どおり施工されるものと考えます。

14番は、農業用資材置場のための所有権移転による転用許可申請です。譲受人は米、施設園芸をされており、自宅に近く交通の便が良い申請地を選定されたものです。農地区分は、10ha以上の広がり

のある農地で第1種農地と判断されます。第1種農地は原則不許可ですが、農業用施設等に当たり不許可の例外規定に該当するものと判断しました。土地利用計画は、トラクター、耕運機等の置場、肥料置場、パイプ等、生産資材の置場などで、妥当な面積と思われます。資金計画及び排水計画、隣接同意、被害防除とも問題はありません。ただ、転用許可を得ず整地していたことについて深く反省され、始末書が添付されております。工事計画は、平成26年12月20日から平成27年1月31日まで約2カ月間の予定で、許可後速やかに申請に係る目的どおり施工されるものと考えます。

15番は、個人住宅建築のための所有権移転による転用許可申請です。農地区分は、10ha未満の広がり無し農地で第2種農地と判断されます。譲受人は、現在の住まいを子供に譲り、宅地に囲まれたこの申請地にバリアフリーの住宅建築を計画されたものです。土地利用計画は、田1筆407㎡に木造平屋建て建築面積50.03㎡の個人住宅1棟を建築されるもので、妥当な面積と思われます。隣接農地は無く、資金計画及び給排水計画、被害防除等においても問題はありません。開発許可が必要になりますが、集落内開発制度指定区域内であり、開発景観課への事前審査の申請中です。工事計画は、平成27年1月10日から平成27年3月31日までの約3カ月間の予定で、許可後速やかに申請に係る目的どおり施工されるものと考えます。

16番は、個人住宅建築のための使用貸借権設定による転用許可申請です。借り人はアパートが手狭になり、閑静な父所有の申請地を選定したものです。農地区分は、10ha以上の広がりのある優良農地で甲種農地と判断されます。甲種農地は原則不許可ですが、集落に接続して設置されるもので、不許可の例外規定に該当するものと判断しました。事業計画は、木造平屋建て建築面積123.17㎡の個人住宅1棟で、妥当な面積と思われます。資金計画及び給排水計画、隣接同意、被害防除等においても問題はありません。開発許可が必要になりますが、開発景観課へ事前審査の申請中です。工事計画は、平成27年1月15日から平成27年6月30日まで、約6カ月間の予定で、許可後速やかに申請に係る目的どおり施工されるものと考えます。

17番は、申請人が個人住宅建築のため所有権移転による転用許可申請です。農地区分は、10ha以上の広がりのある一団の区域内の農地で第1種農地と判断され、原則不許可ですが、集落に接続して設置されるものとして、不許可の例外規定に該当するものと判断しました。また、農地を分断する転用ではありません。申請人は、現在、子供たちと同居しておられますが、建物が古く高齢者の生活に不便なことが多いため、交通の便がよいこの申請地に、生活しやすい住宅の建設を計画されたものです。事業計画は、田の1筆418㎡に木造平屋建て建築面積67.50㎡の個人住宅1棟を建築されるものです。資

金計画及び給排水計画、被害防除、隣接同意等においても問題はありません。開発許可が必要になりますが、集落内開発制度指定区域内であり、開発景観課へ事前審査の申請中です。工事計画は、平成27年1月10日から平成27年3月31日まで、約3カ月間の予定で、許可後速やかに申請に係る目的どおり施工されるものと考えます。

18番は、申請人が個人住宅建築のため所有権移転による転用申請です。農地区分は、市街地の区域等に隣接する10ha未満の農地で第2種農地と判断されます。申請人は現在、親と同居であり、子供の成長に伴い年々手狭になってきたため持家を計画され、申請地が母所有の土地であり実家に近く便利であるため選定されたものです。ただ、農業委員会への申請が要るとは知らずにこの申請地を、農業用の資材置場として利用されていたため、今回深く反省されて、始末書を提出されております。事業計画は、畑1筆463㎡に木造2階建て建築面積87.15㎡の個人住宅1棟を建築されるものです。資金計画及び給排水計画、被害防除、隣接同意等においても問題はありません。開発許可が必要になりますが、集落内開発制度指定区域内であり、開発景観課へ事前審査の申請中です。工事計画は、平成27年1月5日から平成28年1月5日まで、1年間の予定で、許可後速やかに申請に係る目的どおり施工されるものと考えます。

19番は、前の個人住宅建築に関連し、住宅への専用通路として利用するための所有権移転による転用申請です。申請地は、前案件の隣地で農地区分は第2種農地と判断されます。また、この土地も申請をせずに通路として利用していたため深く反省されて、始末書を提出されております。申請の転用計画は、畑2筆34.41㎡を自己住宅への通路として転用されるものです。資金計画及び排水計画、被害防除等において問題はありません。工事計画は、前の案件と同じ期間で行われる予定です。

20番は、申請人の住宅への進入道路として所有権移転による転用申請です。この申請地も、前の2案件の農地に隣接するので2種農地と判断されます。この土地も申請せずに進入路の敷地として利用していたため深く反省されて、始末書を提出されております。申請の事業計画は、畑2筆33.77㎡を自己住宅への進入道路として転用されるものです。資金計画及び排水計画、被害防除等においては問題ありません。工事計画は、前の2つの案件と同じ期間で行われる予定です。

以上8件、先日の地区委員会で現地を確認、検討した結果、これらの案件は、立地基準の面、立地条件、転用の確実性、周辺農地への影響などの一般基準の面から、転用基準を満たすものと協議しました。ご審議方、よろしく申し上げます。

議 長

ただいま、13番から20番まで地元委員より報告がございましたが、この件について何かご意見ございませんか。

一 同 異議なし。

議 長 異議なしということで、申請どおり許可相当として農業会議へ諮問することといたします。
続きまして、21番。

2番 福原幸一委員

2番委員です。

21番につきまして、地区委員会での協議状況を報告いたします。

21番は、資材置場のための賃貸借権設定の転用許可申請です。賃借人は、事業拡大に伴い申請地を選定したものです。農地区分は、広がり無し生産性の低い農地で第2種農地と判断されます。土地利用計画は、建築資材と関係車両6台、重機の置場として利用するもので、妥当な面積と思われます。資金計画、排水計画、隣接同意、被害防除とも問題ありません。しかし、平成23年1月に農地改良届が提出されながら、その年の10月には産業廃棄物の保管場所にされていたこともあり、その後も農地利用とはほど遠い管理状態であったと思われます。今回の転用申請に伴い始末書が提出されていますが、どういう経緯で今の状態に至ったのか、責任の所在を含め明確にすることが必要と考え、継続審議が妥当であるとの協議結果でございます。ご審議方、よろしくお願いいたします。

議 長 ただいま、21番について地元委員より報告がございましたが、この件については継続審議ということで異議ございませんか。

一 同 異議なし。

議 長 異議なしということで、そのようにいたします。
続きまして、22番。

43番 杉浦照雄委員

43番委員です。

22番から23番につきまして、地区委員会での協議状況を報告いたします。

22番と23番は関連で、所有権移転による個人住宅の転用許可申請です。譲受人は借家が手狭になり、交通の便も良い申請地に個人住宅建築を計画しました。農地区分は、10ha以上の広がり無し生産性の低い第2種農地と判断されます。土地利用計画は、事業面積422.39㎡、うち転用面積277.79㎡で、木造平屋建て個人住

宅1棟、建築面積88.21㎡で、妥当な面積と思われます。開発許可が必要になりますが、集落内開発制度指定区域にあり、開発景観課の事前審査の申請中です。隣接農地はなく、資金計画、排水計画、被害防除とも問題ありません。工事計画は、平成27年1月10日から平成27年12月20日までの約11カ月の予定で、許可後速やかに申請に係る目的どおり施工されるものと考えます。

先日の地区委員会で現地調査、確認を行い、立地基準の面並びに、立地条件、転用の確実性、周辺農地への影響などの一般基準の面から検討しましたところ、転用許可基準を満たすものと協議しました。ご審議方、よろしく申し上げます。

議長 　　ただいま、地元委員より22番から23番についてご報告がございましたが、この件について何かご意見ございませんか。

一　　同 　　異議なし。

議長 　　異議なしということで、申請どおり許可相当として農業会議へ諮問することといたします。
　　続きまして、24番。

31番 村上正春委員

31番委員。

24番から26番について、地区委員会での協議状況をご報告します。

24番は、申請人が申請地に地上権設定をし、太陽光発電設備を設置される申請です。申請地は先日地区委員会で確認しましたが、10ha未満の小集団の農地のため第2種農地と判断されます。申請人は太陽光発電による売電を目的とした法人で、既に稼働している施設に隣接する申請農地に計画し申請されたものです。転用面積については、計画される太陽光発電設備設置、保守管理に必要な面積で、工事期間も許可後、平成27年3月末までに完了される計画で、妥当ではないかと判断されます。関係機関への手続についても完了されております。資金証明、隣接同意、排水等については問題ありません。

25番は、譲受人夫婦が、親族より農地の使用貸借を受け個人住宅の建築をされる申請です。申請地は先日の現地調査で確認しましたが、広がりの無い10ha未満の農地であるため第2種農地と判断されます。申請人は現在借家にお住まいですが、お子さんの成長で手狭となられたことと、実家の隣で面倒を見てもらえるために計画されたものです。工事期間も許可後平成27年6月末までで適当な工事期間で、転用面積も妥当ではないかと判断されます。資金面、隣接同意につい

ても提出されております。開発許可が条件ですが、協議も進められております。

26番は、譲受人が貸資材置場として農地を取得される申請をされたものです。申請地は先日の地区委員会で確認しましたが、広がり無し10ha未満の農地であるため第2種農地と判断されます。譲受人が経営する法人が隣接地で事業を行っており、事業に必要な資材置場として貸付けられる予定です。資金面、資金証明、隣接同意については問題ありません。申請地への出入りの際に通る土地の通行承諾、排水路への橋架け等についても協議がなされております。

以上3件、先日の地区委員会にて現地調査、協議、検討の結果、転用許可基準は満たされると判断されております。ご審議方、よろしくお願いたします。

議 長 　　ただいま、24番から26番について地元委員より報告がございましたが、この件について何かご意見ございませんか。

一 同 　　異議なし。

議 長 　　異議なしということで、申請どおり許可相当として農業会議へ諮問することといたします。
　　続きます、27番。

17番 角田一誠委員

17番委員です。

27番から30番について、地区委員会での協議状況を報告します。

27番は、法人が建売住宅12棟を計画される申請です。農地区分は、10ha未満の小集団にあり第2種農地と判断されます。集落内開発制度指定区域内の土地で、開発許可も同時申請されています。資金証明書、必要書類は全て添付されております。転用面積は、住宅の計画等から見て適正なものと判断されます。工事期間は、許可後から平成27年8月末日までの予定です。

28番は、借家住まいの申請人が個人住宅を計画される申請です。農地区分は、10ha未満の小集団にあり第2種農地と判断されます。集落内開発制度指定区域内の土地で、開発許可も同時に申請されています。資金証明書、必要書類は添付されています。転用面積は、住宅の規模から適正なものと判断されます。工事期間は、許可後から平成27年8月31日までの予定です。

29番は、申請人が畜舎として使用される計画です。農地区分は、農用地域区域内農地で原則不許可ですが、農業用施設用地として用途指定があるため不許可の例外に該当すると判断されます。申請地は農

業用施設用地に用途指定がなされていますが、譲渡人が約30年前に転用許可を得ずに畜舎を建て、畜産業を行っておりました。無断で転用し反省している旨の始末書が添付されています。資金証明等必要書類は添付されております。現在の施設を使用される計画です。

30番は、個人住宅への申請で、現地調査を行いました。排水を隣接市道側溝へ放流する計画ですが、市道側溝から先の末端排水権利者の同意が必要と判断されましたので、継続審議としました。

以上、30番を除き3件、先の地区委員会で現地確認を行い、立地基準、一般基準の面から検討した結果、転用許可基準を満たしていると協議しました。許可後は速やかに施工されることを確認しております。ご審議方、よろしく申し上げます。

議長 　　ただいま、地元委員より27番から30番までご報告がございましたが、30番は継続審議でございます。ほかの3件につきましては、地元委員の報告に当たりましてこの件について何かご意見ございませんか。

一　同　　異議なし。

議長 　　異議なしということで、申請どおり許可相当として農業会議へ諮問することといたします。

　　続きまして、第4号議案、農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画（9号）、事務局より説明をお願いいたします。

事務局 　　第4号議案、農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画（9号）についてご説明いたします。

　　初めに、所有権移転ですが、明細17ページの1番から2番までの合計2件でございます。1番が公社からの買取り、2番が相対による売買です。面積は、2件合わせまして田のみの4,771㎡で、売買価格は備考欄記載のとおりとなっております。

　　次に、利用権設定の新規設定分です。明細17ページの3番から33ページの40番までで、貸し手36名、借り手32名の合計38件です。契約期間別では、6年未満が28件、10年以上が10件で、面積は、38件合わせまして、田149,455.33㎡、畑18,134㎡の、合計167,589.33㎡となっております。権利の種類につきましては賃借権及び使用貸借権、利用内容といたしましては、露地野菜、水稻、施設野菜、果樹及び麦です。

　　次に、再設定分です。明細33ページの41番から73ページの168番までで、貸し手111名、借り手89名の件数128件です。契約期間別では、6年未満98件、10年以上30件で、面積は12

8件合わせまして、田339,063.56㎡、畑64,060㎡の、合計403,123.56㎡となっております。権利の種類につきましては賃借権及び使用貸借権、利用内容といたしましては水稻、畑作物、施設野菜、大豆、果樹及び飼料作物です。

次に、利用権移転です。明細73ページの169番で譲渡人1名、譲受人1名の件数1件です。契約期間は6年未満で、面積は田のみの2,935㎡です。権利の種類につきましては賃借権、利用内容といたしましては水稻です。

最後に、農地中間管理機構による新規設定です。明細73ページの170番から75ページの172番までの3件です。契約期間は全て10年以上で、面積は田22,653㎡、畑450㎡の合計23,018㎡です。権利の種類は賃借権及び使用貸借権、利用内容は水稻を予定しています。

以上、1番から172番につきましては、さきの地区委員会で協議が行われ、全ての案件が、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていることが確認されております。

第4号議案の説明につきましては、以上です。

議長 　　ただいま、事務局より内容の説明がございましたとおり、この件につきましては、各地区委員会で詳細にわたり確認が行われており、全ての案件が、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の基準に適合していることとございます。この件について何かご意見ございませんか。

一　同 　　異議なし。

議長 　　異議なしということで、計画案どおり承認することに決定いたします。

次に、第5の報告事項に入ります。

職員の任免について事務局から報告があります。よろしく願いいたします。

事務局 　　職員の任免についてご報告いたします。

南区分室の〇〇〇ですけれども、地方公務員法第28条第2項第1号の規定によりまして、平成26年12月1日から平成27年1月31日まで休職期間の更新ということとございます。発令年月日は平成26年12月1日でございます。

以上でございます。

議長 　　次に、次第の6のその他について、本日は特に何もございません。以上をもちまして、全ての案件が滞りなく終了いたしました。

なお、本総会において議決されました案件については、その条項、字句、その他整理を要するものについては、会議規則第18条の規定によりその整理を、議長に一任いたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

一 同 異議なし。

議長 異議なしということで、よって、本総会において議決された案件の整理については、これを議長に委任することに決定いたします。

事務局 以上で、本総会に付議されました案件は全て終了いたしました。これにて閉会いたします。

閉 会 午後2時35分

会議の顛末、以上のおり相違ありません。

平成26年12月8日

会 長 森 日出輝

署名委員 松村造酒夫

署名委員 梅田 義弘

書 記 上村 幸一